

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第4回）議事録

■日時 令和3年3月16日（火）午前10時00分～午前11時41分

■場所 都庁第一本庁舎42階北塔 特別会議室A

■出席委員

柳会長、坂本第二部会長、池邊委員、日下委員、小林委員、袖野委員、寺島委員、
宮越委員、宗方委員、保高委員、渡邊委員

■議事内容

1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業

⇒ 大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、
電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物について審議を
行い、大気汚染、騒音・振動共通及び景観の事項に係る委員の意見について、指摘の趣
旨を答申案に入れることとした。

2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

北清掃工場建替事業【1回目】

⇒ 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、自然との触れ
合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの全12項目について、質疑及び審議を行っ
た。

令和 2 年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第 4 回）

速 記 録

令和 3 年 3 月 16 日（火）

都庁第一本庁舎 42 階北塔 特別会議室 A

(午前 10 時 00 分開会)

○下間アセスメント担当課長 皆様、おはようございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 12 名のうち 10 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより、令和 2 年度第 4 回第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申出がございます。部会長、よろしくをお願いいたします。

○坂本部会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 10 名程度とします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○坂本部会長 傍聴の方は、新型コロナの感染リスクを低減させるためにマスクの着用をお願いします。また、発熱、体調不良等の健康状態がよくない方は出席をお控えください。

傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

それでは、ただいまから第二部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「一般国道 20 号日野バイパス (延伸) II 期建設事業」調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議と、北清掃工場建替事業環境影響評価書案に係る質疑及び審議の 1 回目、その他となります。

○坂本部会長 それでは、次第 1 の「一般国道 20 号日野バイパス (延伸) II 期建設事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議を行います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、事務局から資料の説明をしたいと思います。資料 1-1、3 ページを御覧ください。第二部会の審議資料としては「環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について」ということです。

事業名称は、一般国道 20 号日野バイパス (延伸) II 期建設事業ということですが。

1 番の項目としては、「選定した環境影響評価の項目」は 13 項目あります。選定した理由は、資料の 86 ページから 87 ページということですが、選定した項目については読み上げさせていただきますと、「大気汚染」「騒音・振動」「水質汚濁」「土壌汚染」「地盤」「水循環」「生物・生態系」「日影」「電波障害」「景観」「史跡・文化財」「自然との触れ合い活動の場」「廃棄物」となっております。そのうち、【大気汚染、騒音・振動 共通】ということで挙

げております。読み上げますと、「計画地の一部は、別事業である土地区画整理事業区域を含み、当該区画整理事業との施行時期の重複により、工事用車両がもたらす一般粉じん、騒音・振動の影響増大が懸念されることから、施行中の将来交通量について適切に算定を行うこと。」

もう1つが【景観】です。「代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、関係地域の景観に関する法令や計画等を踏まえ、地域の特性を考慮した上で、適切に地点を選定し、予測・評価を行うこと。」

2番目としては、「選定しなかった環境影響評価の項目」は4項目で、「悪臭」「地形・地質」「風環境」「温室効果ガス」でございます。これについては、意見等はございませんでした。

なお、「都民の意見書及び周知地域市長の意見」は、次の4ページの別紙を見ていただければと思います。「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価調査計画書に対する都民の意見書及び周知地域市長の意見」ということですが、都民からの意見書は0件でした。周知地域市長からの意見は2件ありました。2件は日野市長と八王子市長からそれぞれ意見が出てございます。

日野市長からは、全体的な意見としては、事業実施に当たっては、関係法令等を遵守し、環境保全の見地に立って周辺環境への負荷を極力小さいものとなるよう配慮されたい。

八王子市長からの意見は、評価項目に対する意見がありまして、(1)生物・生態系については、調査方法（現地調査）の「調査時期・期間等」に基づく調査回数は、調査対象に合わせて検討すること。

(2)景観については、資料のうち「調査事項」の「4.都市の景観の保全に関する方針等」における「使用する主な資料」のほかに「八王子市公共施設景観形成マニュアル」も参照すること。もう1つは、「調査範囲・地点」については、「概ね周囲500mの範囲とする」とあるが、八王子市景観計画における東南部地域の計画特性と景観資源（八王子市景観計画）に記載のある「高台の住宅地からの眺望」を、眺望地点としての追加を検討することという意見を頂いております。

その他としましては、本事業により、市民生活や企業活動に悪影響が生じないよう、十分な調査を行うことということでございます。

私からの資料説明は以上です。

○坂本部長 ありがとうございます。

それでは、選定した環境影響評価の項目について意見がありましたが、項目を担当されている委員から補足することがございますでしょうか。まず日下委員から補足はありますか。

○日下委員 補足というよりも、同じなのですが、「大気汚染」では、二酸化硫黄とか一酸化炭素はそんなに、今は低いし、今後も大気状況、環境の状況を悪化させる可能性は低いということから、予測対象としないというふうになっているのですが、それでいいのかというのは少し思うところがあります。ここだと、「大気汚染」を選定するとは書いてはいるのですが、幾つかの項目が予測しないと書いてあるところについては少し議論したほうがいいのではないかと思います。

交通量については、ここに書いてあるとおりでと思います。

○坂本部長 ありがとうございます。

今の御意見に関しては、事務局は何かコメントはありますか。

○下間アセスメント担当課長 こちらについては、また検討させていただいて、場合によっては修正等を加えるかもしれませんが、検討させていただきます。

○坂本部長 よろしく検討をお願いします。

○日下委員 必ずというわけではないのですけれども、ということだけは付け加えておきます。

○坂本部長 御意見ありがとうございます。

続いて、宗方委員はまだいらっしゃいませんね。

それでは、「景観」を担当されます宗方委員からのコメントを、事務局から説明をお願いします。

○下間アセスメント担当課長 宗方委員から「景観」を担当されていますので、コメントを預かっております。読み上げさせていただきます。

「計画地周辺、特に浅川に東側は田園地帯に住宅が散在しており、周囲の住民も含めて、貴重な緑、緑地であると思います。浅川周囲にウォーキングコースやサイクリングロードが整備されていますが、これらの整備されたルート以外でも周囲の住民が散歩道として活用する場所は多々あると思います。また、周囲は完全な平坦な地形ではないということから、遠方の高台で計画地を望むことができる場所もありそうです。そこで、計画の近傍だけではなく、周囲の住民の生活実態に即した 遠景域としての眺望地点も対象として選ぶようお願いいたします。」

以上です。

○坂本部長 ただいまの説明について何か御意見等がございますでしょうか。発言される場合には最初にお名前をお願いします。

○日下委員 勘違いしてしまして、今、工事中のところを見ていたので、先ほどの発言は取り下げます。工事完了後はやるということが書いてあるので問題ありません。工事中は粉じんとかだけだと思うので、二酸化硫黄とか一酸化炭素については関係ないので取り下げさせていただきます。

○坂本部長 了解しました。ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので引き続き総括審議を行います。事務局から説明をお願いします。

○下間アセスメント担当課長 事務局から説明させていただきます。資料 1-2、5 ページを御覧ください。読み上げさせていただきます。

「一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」に係る
環境影響評価調査計画書について（案）

第 1 審議経過

本審議会では、令和 3 年 1 月 15 日に「一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は次の 6 ページに付けておりますので御参照ください。

第 2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見を勘案するとともに、次の指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地の一部は、別事業である土地区画整理事業区域を含み、当該区画整理事業と

の施行時期の重複により、工事用車両がもたらす一般粉じん、騒音・振動の影響増大が懸念されることから、施行中の将来交通量について適切に算定を行うこと。

【景観】

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、関係地域の景観に関する法令や計画等を踏まえ、地域の特性を考慮した上で、適切に地点を選定し、予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

説明は以上です。

○坂本部長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御意見等はありませんでしょうか。発言される際には最初にお名前をお願いします。特に御意見はないようですので、ただいま説明した内容で次回の総会に報告します。

○坂本部長 引き続き、次第2の「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。なお、審議の進め方についてですが、本案件は選定項目数が13項目であり、これまでの部会で審議された案件の審議回数などの実績を踏まえ、審議は今回を含めて計4回とする予定です。今回の1回目から3回目までで審議を行い、3回目に審議結果をまとめ、4回目は総括審議となります。また、事業者参加は今回と次回、その次の回の3回となります。本日の1回目では、委員の皆様にご確認したい点や疑問点などについて質疑を行い、十分に議論をしていただきたいと思いますと考えております。御協力のほどをよろしくお願いいたします。

それではまず、事務局から資料の説明をお願いします。

○下間アセスメント担当課長 事務局から、7ページの資料2の説明をします。これについては、北清掃工場建替事業の環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見が寄せられておりますので、それをこちらに書いております。

「1 意見書等の件数」ですが、都民からの意見書は3件、関係区長からの意見は2件です。合計5件ですが、中身についてはかなり詳細な意見が述べられておりますので、ところ

どころ要約して御紹介させていただきます。

「2 都民からの主な意見」ということで「全体的な意見」として、①から⑤までそこに記載されております。

①番目は、大地震が首都圏を襲うリスクが高まっている中で、建物のプラント部分は耐震構造になっていたとしても、インフラが途絶した場合のバックアップは大丈夫なのかというところです。

②番目は、このエリアは荒川の氾濫時には水没することが明らかであることから、これに対する灰バンカ部の高濃度ダイオキシン類が流出してしまわないだろうか。その配慮はどうかという意見です。

③番目は、全覆いテントが採用できない理由を敷地の形及び解体対象建物が変形していること、東京都の下水管が埋まっていてその上部に全覆いテントの基礎をつくることができないこと、地下部分が深いことの3点を挙げているが、それらは技術的にクリアできる可能性は十分にあるのではないか。全覆いテントを使用しない場合の工法としては、煙突解体に採用されるワイヤーソー工法を全面採用する要求をしている。また、荒川流域であるこの敷地周辺は軟弱地盤であり、この解体工事に対して発生振動等が不安ですということです。

④番目は、都市計画道路補助 86 号線が敷地北側に事業化されている。工事の予測評価については、補助 86 号線が開通した場合を想定する必要があるのではないか。

⑤番目は、準備工事における仮囲いは、防音パネルと全覆い仮設テントとされているが、全覆いの仮設とする代替案を検討すべきではないかという意見がございました。

また、「2 評価項目に対する意見」としては、(1)大気汚染、(2)騒音・振動、(3)土壌汚染、(4)地盤・水循環、(5)景観、(6)史跡・文化財、(7)温室効果ガス、その他としましては風環境、こちらにそれぞれ意見がついてございます。大気汚染については、予測地点に中学校、旧赤羽根中学校付近と神谷三丁目の2点を加えて、その評価結果を新たに提示していただきたい等の意見が付いてございます。

また、先ほどのように、ダイオキシン類の飛散を防ぐための養生等が記載されています。

また、近隣住民が最も懸念している環境影響要因である施設の解体工事と、環境影響評価項目「一般粉じん」について全く触れられていないのは問題ではないかという意見がございました。

また、「騒音・振動」ですが、先ほどお話ししたように、荒川流域にあって地盤状況が極めて悪く、振動が伝搬する可能性があるであろうということが容易に予測されるようなので、そのた

めには解体時に破碎機でつかんで揺さぶる等の際に大きな振動が発生する、そのような安易な解体工法を用意しないようにしていただきたいと。あとは振動レベルのことです。こちらについても振動レベルの 72 デシベルは屋内にいる人のほとんどが揺れを感じるということで、よく配慮していただきたいという意見です。

その他、「土壌汚染」「地盤・水循環」「景観」等、幾つか意見がございます。温室効果ガス工事完了後の施設の稼働だけではなく、工事用車両の走行やごみ収集車両等の走行によっても排出されるため、これらも予測評価の対象とすべきである等、ここに書いてございます。

また、「土壌汚染」、コンクリート槽で封じ込めていない部分に関しては、敷地の地下水位が高いことから、周辺地域への溶出等、撤去処分をしていただきたいという意見。あとは「地盤・水循環」等、荒川流域にあるということで、予測し得ない地盤沈下があることが否定できないので、これについて苦情対応を必ず頂きたい等の意見がありました。

次に「3 関係区長からの意見」です。関係区長は北区長、足立区長からそれぞれ意見を頂いております。

北区長からは、「全体的な意見」としては、事業の実施に当たり、環境影響評価手続で示された環境保全のための措置を確実に実施していただきたい。また、温暖化防止を念頭に置いたエネルギーの使用の合理化や環境保全上の支障となる環境負荷への低減を常に意識し、技術革新の動向を踏まえた上での設備更新、工事期間中や施設稼働後における周辺自治体及び住民からの声に真摯に対応していただきたいということです。

また、「2 評価項目に関する意見」としては、「大気汚染」「騒音・振動」「土壌汚染」「日影」「景観」「自然との触れ合いの場」「温室効果ガス」、それぞれ記載されてございます。

かいつまんで説明しますと、「大気汚染」についてはアスベスト、微小粒子状物質、工事施行中の建設機械稼働に伴う排出ガス、解体工事期間中のダイオキシン類等の測定、周辺の学校や保育園、住宅に関する配慮等が主な意見でございます。

「騒音・振動」については、工事施行中の騒音・振動、工事車両、ごみ収集車両の走行に伴う騒音の評価、低周波騒音について測定等の意見が出てございます。

「土壌汚染」については、工場の操業停止後に土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、速やかに区へ報告、あるいは土壌調査を行うこと。汚染土壌の封込め槽については、その汚染物質が流出しないよう確認する。そのためには、工事の施行中を通じて地下水の調査を実施することを意見として挙げております。

「日影」については、日影の予測条件における日影測定面の位置について、等時間日影図

を平均地盤面+4.0mとして作成しているが、評価の結果では時間の記載がないため、時間の変化についても記載すること。

「景観」については、当区の色彩基準をマンセル値により定めているため、評価についてはマンセル値により記載すること。煙突の色彩について今後どうなるか教示願いたい。代表的な眺望点及び眺望の状況の調査地点については、眺望の変化の程度の適切な評価に至っていないため、掲載写真への正確な反映、変更等を検討することという意見です。

「自然の触れ合い活動の場」については、「北区緑の基本計画 2020」の記載にある「公共施設を中心に生物多様性に配慮した緑化」の推進に則って推進していただく。また、「面的・線的な樹木の植栽」を行う際は、エコロジカル・ネットワークに配慮した植栽を優先して、生き物が身近に感じられるような緑づくりを検討することという意見です。

「温室効果ガス」については、最新の知見や設備導入等による廃熱利用のさらなる効率化、再生可能エネルギーの利活用などを積極的に進め、環境負荷の低減に取り組み、温室効果ガスの排出抑制に努めることという意見です。

なお、足立区長からは、1件だけで「大気汚染」。工事稼働後の大気については引き続き常時測定を実施することという意見が寄せられております。

以上です。

○坂本部長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対して御質問等があればお願いします。

○渡邊委員 まず幾つか質問がありまして、あとコメントがありますので、あわせてお伝えします。

まず北清掃工場の新施設の稼働年数は何年になるのか。もしかして書かれていたのかもしれませんが、私、ちょっと探せなかったので、事業者に教えていただければと思います。先にお答えいただいてもよろしいですか。

○宮田アセスメント担当課長 今日この後、事業者の方から本事業の予測評価について御説明を頂きますので、その後に御質問をしていただくことについてはお願いしたいと思います。

○渡邊委員 分かりました。

○坂本部長 ただいまの資料2に関しましてはよろしいでしょうか。

よろしければ、次に事業者から各選定項目の予測評価について説明をお願いすることになります。よろしく申し上げます。

○坂本部長 これから事業者に御説明を頂くのですが、小林先生が早目に御退席というこ

とで、まず小林先生からもし御意見がありましたら先にお伺いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小林委員 小林です。御配慮頂きましてありがとうございます。「電波障害」を担当しておりますので、そちらのほうから簡単な報告をさせていただきたいと思います。

「電波障害」の関係で、評価書案に該当するところを拝見しまして、特に確認させていただいた部分は「環境保全のための措置」というところの対応なのですが、結論的にはこれで進めていただきたいという一言なのですが、具体的には評価書案の 376 ページを御覧いただきますと、そこに対応の具体的な内容が書かれておりまして、工事の施行中、工事の完了後、ともに適切に対応するということが書かれております。施行中に関しては、もし電波障害であることがはっきりした場合には、CATV を活用するか、共同受信施設を設置するか、アンテナ設備を改善するといったことで適切に対応すると。それから工事現場には事業者のほうの職員が常駐して、苦情が起きたときにそれに対応する。それから工事の完了後については、もし電波障害が明らかになった場合には原因を調査して必要な対応をとるということで、ここに書かれている内容はすべて妥当な対応だと思っておりますので、ここに書かれている方向で御対応いただきたい。

○坂本部長 ありがとうございます。

それでは、事業者から御説明を頂きたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○事業者 私から、「北清掃工場建替事業」について説明させていただきます。

まず、事業の概要と計画地域の概況でございます。評価書案の 17 ページを御覧頂きたいと思っております。こちらは航空写真で、16 ページに地図がございますが、こちらで周囲の状況を見ていただきますと、北清掃工場は北区志茂一丁目にあります、足立区と埼玉県川口市に隣接しております。そのため、今回の環境に影響を及ぼすおそれのある地域には、足立区、川口市の一部地域も含んでおります。

本事業は、この北清掃工場を建て替える事業で、計画地は現在と同じ場所となります。現工場は平成 9 年に竣工しまして 2 代目の工場となりまして、現時点で竣工から 22 年を迎えてございます。先ほど稼働年数ということもありましたが、私ども、清掃工場の稼働年数は 25 年から 30 年と考えておりまして、これらを建て替えていく計画となりまして、新工場は 3 代目の工場ということで、令和 11 年度の竣工を予定しております。

計画地の周辺は低層または中高層の住宅となりまして、計画地の南北に走る一般国道の北本通りに面しておりまして、工事用車両やごみの収集車両等は原則としてこの北本通りから

搬入搬出を行います。このため、車両に関する予測地点は、北本通りの中で計画地の北側と南側の2地点としております。

工場の処理能力ですが、現工場が600tの炉が1炉に対して、新工場は300tの炉が2炉となりまして、1日当たり600tという処理能力は変わりませんが、2炉、複数炉の工場となります。高さは、周辺が住宅地であることも考慮しまして、工場棟が31m、煙突は120mと、ともに現工場と同等の高さとしております。

次に、ごみ発電、ごみの焼却による熱エネルギーを利用した発電ですが、こちらが現工場の1万1,500kwから約2万kwとなり、より有効にエネルギーを活用してまいります。

それでは、環境影響評価書案の内容について説明します。評価書案の58ページを御覧頂きたいと思えます。表7-1ですが、予測評価項目は法定17項目のうち、本事業が環境に影響を及ぼすおそれのある「大気汚染」「悪臭」「騒音・振動」などの12項目を対象としました。

評価書案の2ページにお戻りください。

ここからは「第4章 環境に及ぼす影響の評価の結論」に沿って各項目を説明します。

まずは「大気汚染」です。工事中は建設機械の排出ガスと工事用車両の排出ガス、新工場の稼働後は工場煙突排出ガスとごみ収集車両等の排気ガスを予測しております。煙突排出ガスについては、長期予測と短期予測を行っております。

まず工事中の建設機械の排出ガスです。評価の結果は、浮遊粒子状物質の2%除外値が0.047mg/m³、二酸化窒素の98%値が0.053ppmとなっており、いずれも環境基準を下回っております。よって、建設機械の排出ガスによる大気への影響は小さいものと考えています。

次に、工事用車両の排出ガスです。評価の結果は、浮遊粒子状物質の2%除外値が0.041mg/m³、二酸化窒素の98%値が0.043ppmとなっており、いずれも環境基準を下回っております。よって、工事用車両の排出ガスによる大気への影響は小さいものと考えています。

続きまして、解体工事における環境保全のための措置ですが、建物の周りへの防音シートの設置、散水、シート養生、工事用車両のタイヤ洗浄を行うことで粉じん対策にも努めてまいります。また、これ以外の対策としてワイヤーソーというものも予定しております。ワイヤーに鋸がついたようなもので、これまでの煙突の解体等でも使っております。イメージとしては、豆腐に糸を巻き付けて切るようなイメージを考えていただければよいと思います。騒音と振動が少ない工法ということで、煙突以外にも北清掃工事用の建物の部分で使用できる部分には使用を検討してまいりたいと考えております。詳細な工法等については今後請負業者からの技術提案を評価して、よりよい優れた対策に努めてまいりたいと考えております。

続いて、工事完了後の予測評価結果です。施設の稼働に伴い排出される煙突排出ガスの1年間平均値を算出し、長期予測を行いました。最大濃度を示す地点において二酸化硫黄の2%除外値が0.004ppm、浮遊粒子状物質の2%除外値が0.041mg/m³など、全ての予測事項で予測濃度は評価の指標を下回っております。よって、施設の稼働による大気への影響は小さいものと考えております。

煙突排出ガスについては、上層逆転層発生時について1時間の短期予測も行いました。いずれの項目も評価の基準を下回っており、施設の稼働による大気への影響は小さいものと考えております。

大気の最後に、新工場稼働後のごみ収集車両等の排出ガスです。予測の結果は、浮遊粒子状物質の2%除外値が0.041mg/m³、二酸化窒素の98%値が0.043ppmとなっており、いずれも環境基準を下回っております。よって、ごみ収集車両等の排出ガスによる大気への影響は小さいと考えております。

以上で「大気汚染」の説明を終わります。

次に「悪臭」でございます。現工場を解体する際には解体前清掃と言いまして、ごみや有害物質等を事前に除去します。そのため、悪臭は新工場の稼働後の予測をしております。予測事項は、敷地境界の臭気指数、煙突排出口での臭気強度、排出水の臭気指数となっております。評価の結果は、敷地境界の臭気指数は10未満であり、規制基準を下回りました。煙突排出口での臭気排出強度は焼却設備が75万m³N/min、脱臭装置出口が2.1万m³N/minとなっており、規制基準を下回っております。排出水の臭気指数は26であり、規制基準を下回っております。したがって、本事業の臭気による影響は小さいものと考えております。

次に「騒音・振動」です。4ページをお開きください。予測事項は「大気汚染」と同じ4項目になります。

まず、建設機械の騒音・振動です。建設機械の稼働に伴う騒音の評価は、敷地境界において最大値を示す地点において、解体・土木工事の83dB、躯体・プラント工事が77dBとなっており、いずれも評価の指標を下回っております。

建設機械の稼働に伴う振動についても同様に、解体・土工事が72dB、躯体・プラント工事が70dBとなっており、いずれも評価の指標を下回っております。

続いて、工事用車両の騒音・振動です。まず、道路交通騒音の予測評価結果は、予測した北本通りの南北2地点、いずれも72dBとなっており、環境基準を超過しております。しかし、2地点とも現況の段階で環境基準を上回っており、なおかつ、走行車両の97%以上が一般

車両で、工事用車両は3%以下となっております。したがって、予測評価に対し、工事用車両が及ぼしている影響は小さいものと考えています。

道路交通振動の評価結果は、予測した2地点ともに規制基準を下回っております。したがって工事用車両の騒音・振動の影響は小さいものと考えております。

次に、新工場稼働後の騒音・振動ですが、施設の稼働に伴う騒音の評価結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、昼間、朝、夕、夜間、いずれも49dBとなっており、いずれも評価の指標を下回っております。振動についても同様に、昼間、夜間いずれも57dBとなっており、いずれも評価の指標を下回っています。なお、敷地境界の北側の一部は小学校、保育所の敷地から50m区域内であり、通常の規制基準から-5dBの厳しい基準が適用されますが、その基準も下回っております。

最後に、ごみ収集車両等の騒音・振動です。予測地点は先ほどの工事用車両と同じく、北本通りの南北2地点としました。道路交通騒音の評価結果は、予測した2地点はいずれも72dBとなり、環境基準を超過しております。しかし、2地点ともに現況で環境基準を上回っており、なおかつ、走行車両の97%以上は一般車両で、ごみ収集車両は先ほどと同じく3%以下となっております。したがって、評価結果に対し、ごみ収集車両等が及ぼしている影響は小さいものと考えております。

道路交通振動の評価結果は、予測した2地点ともに規制基準を下回っております。したがって、ごみ収集車両等の騒音・振動の影響は小さいものと考えています。

次に、「土壌汚染」です。6ページを御覧ください。

「土壌汚染」については、工事中のみの予測をしております。土壌中の有害物質濃度は、計画地点の現況調査を21か所で実施しました。現況調査を行った範囲については、全て基準値以下でした。今後解体工事を行う際には関係法令に基づき、現在工場が建っている範囲も含めて改めて調査を実施してまいります。また、地下水質の状況調査を計画地内の2地点で実施し、全て環境基準を下回りました。このことから、現況調査を行った範囲において汚染土壌が生じず、工事に際して土壌汚染対策法など関係法令に基づき適切に対策を講じることから、新たな土地への土壌汚染を拡散させるおそれはないものと考えております。

続いて275ページを御覧ください。計画の北西の緩衝緑地の地下には封込め槽が設置されております。現在の地価清掃工場は2代目の工場になりますが、1代目から2代目に建て替える際に、敷地の土壌の一部でカドミウム、鉛、水銀、亜鉛等が確認されました。このときに見つかった汚染土壌が平成5年に薬剤やセメントで溶け出さないように処理を行った後、

地下約 2m の封込め槽を設置しております。地下水質では、封込め槽内の汚染物質 4 項目について漏れ等がないか確認しましたが、いずれも検出されませんでした。本事業では、この封込め槽の部分を掘り起こさない計画となっております。したがって土壌を移動しないことから、新たな土地への汚染拡散の可能性はないものと考えてございます。

それでは、7 ページにお戻りください。次に「地盤」と「水環境」についてです。

新しい工場では、深いところで地下約 27m まで掘る計画となっております。この掘削部分については、地下 50m 付近まで山留め壁を設置します。このような対策を講じることで、土圧による地盤の崩壊や地下水が湧き出るのを防ぐことから、工場周辺の地盤への影響は小さいものと考えてございます。

地下水の水位及び流況の変化については、掘削工事中に山留め壁を設置し、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を極力防止することから、計画地周辺の地下水位への影響は小さいものと考えております。なお、掘削工事中及び地下躯体工事の完了後は、定期的な地盤面の測量と地下水の水位の観測を行ってまいります。

次に、8 ページをお開きください。「水環境」については、新工場の稼働後、工場棟の地下に雨水を一定量貯留する雨水流出抑制槽を設置します。また、敷地内の緑化を行うことで、雨水を自然に地中に浸透させます。これらの対策によりまして、工場敷地から周辺への雨水の急激な流出を防いでまいります。

次に「日影」です。日影が一番長くなる冬至の日に予測をしております。新工場によって影ができる範囲はほぼ計画地内に収まっており、各規制対象区域の規制時間内となっております。煙突については、既存のものと高さは変わらず、また、位置もほとんど変わらないため、日影の範囲は現況とほぼ変わりはありません。計画地周辺には北側から西側にかけて低層の住宅地があります。北側など冬至日における日影時間が増加する地点ではありますが、計画する工場棟の高さを既存棟並みに抑えることで、増加時間は最大で約 80 分だとどまると考えております。

次に「電波障害」です。テレビ埼玉の電波の一部で遮蔽障害が発生する可能性があります。本事業により受信障害が明らかになった場合、ケーブルの設置等、適切に対応してまいります。

次に「景観」です。本事業は既存の建築物を建て替えるものであり、工場棟と煙突を現工場と同等の高さとし、北区景観づくり計画を参考とした色彩としていきます。このため、地域景観の特性、代表的な眺望地点からの眺望、及び圧迫感の変化の程度は小さいものと考え

ております。

次に、「自然との触れ合い活動の場」です。10 ページを御覧ください。工場の北西部分には緩衝緑地を設けており、一般の方にも開放しております。新工場の稼働後は、既存と同様の広さで、新たに植栽する樹木については、「北区緑の基本計画 2020」に基づき再整備をすることから、自然との触れ合い活動の場の持つ機能への著しい影響はないものと考えております。

次は「廃棄物」です。北清掃工場建替工事に伴い発生する廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで、約 15.7 万 t と予測しております。分別の徹底と可能な限りの再資源化を図ってまいります。再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物として適切に処理、処分されたことを確認してまいります。建設発生土は約 7 万 m³ 発生すると予測しています。一部埋め戻しに用い、外部に搬出するものについては受入基準に適合していることを確認の上、搬出します。

また、新工場の稼働後はごみの焼却で発生する灰については、埋立処分のみならずセメント原料化などの資源化を図り、最終処分量の削減に努めてまいります。埋立処分に当たっては、ダイオキシン類などについて埋立基準に適合していることを確認してまいります。

これらのことから、廃棄物及び建設発生土について関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものと考えております。

最後に「温室効果ガス」です。新工場が稼働した場合、ごみの焼却、電力、ガスの使用などにより、CO₂などの温室効果ガスが年間約 19 万 6,000t 排出されると予測しました。一方、新工場ではごみを焼却する際の発電効率が高まることに加えまして、太陽光発電の導入など、再生可能エネルギーの積極的活用により、約 5 万 6,000t の温室効果ガスを削減できるものと予測しております。

さらに、本事業では、高効率モーターや LED 照明の導入により、エネルギー使用量の削減に努めることから、温室効果ガスの排出量は可能な限り削減でき、評価の指標を満足すると考えております。

以上で、12 項目全ての説明が終わりました。私どもとしては、これまで説明したとおり、環境への対策を行うことで、本事業による工事中及びその後の新工場の稼働による環境負荷の影響を小さくしてまいりたいと思っております。

長い説明で申し訳ございませんでした。以上でございます。

○坂本部長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

まず、欠席されている委員の方から事務局でコメントなど預かっていますでしょうか。

○下間アセスメント担当課長 御欠席されている池本委員からコメントを預かっております。読み上げさせていただきます。

「飛灰搬出設備棟の解体時に設置する全覆い仮設テントの配置について、予測でどのように取り扱われているか、確認頂きますでしょうか。」ということでございます。たしか、目黒の場合は明確に項出ししていたのではないかという御指摘でございます。

もう1点が、「灰の資源化については環境負荷全体やコストを考え、最適な量を検討しながら進めていただきたいと思います。」

以上です。

○坂本部長 ありがとうございます。

池本委員からの御意見に対して事業者から御回答をお願いします。

○事業者 まず、1点目の仮設テントの設置につきましては、これから環境影響評価の内容を踏まえまして、私どもは業者を選定してまいりますので、業者が決まりましたら具体的な工法等も決まってくるということで、その際にきちんと対応してまいりたいと考えてございます。

2点目の飛灰の資源化については、私どもとしては環境に貢献するという事で灰の資源化について取り組んでいきたいと考えております。その際には、委員から頂いている意見を参考にとりながら考えていきたいと考えております。

○坂本部長 ありがとうございます。

それでは、本日御出席の委員の方からの御意見、御質問をお受けしたいと思いますが、まず渡邊委員から御質問があるということでしたので、お願いします。

○渡邊委員 先ほど伺いましたけれども、稼働年数は何年かということで、続けてコメントを言わせていただきますと、旧施設をベースに考えても20年以上稼働されるということが推測されますので、そうすると、東京のゼロエミッション戦略や国の温室効果ガス搬出削減目標が80から100に上乗せされたということで、2050年ゼロエミッションの目標年度に極めて近いところまで稼働することになると思うのですが、そこに向けた対応を示すことが必要なのではないかと考えております。

具体的に申しますと、資料編の227ページによりますと、現施設の搬出量が14万7,497t/年、新施設は先ほど19万6,359t/年とありましたが、これが現施設と同容量と仮定すると

12.2万t/年ということで、1.8t/年の削減なので、そうすると12%程度の削減しか行われていないことになるのですね。なので、2050年のゼロエミに向けた道筋から外れていますので、この点はどのように御説明いただくのか、どのようにお考えいただくのかというところの説明をいただきたい。

また、電力消費量が3,386万kWh/年とあるのですが、ごみ処理発電が16億1,287万kWh/年。なので、稼働すると電力を外から供給する必要はないという理解でよろしいのでしょうか。ここの数値が合っているのかどうかということも含めて御説明をいただきたいと思います。

それと、太陽光発電は4.0万kWh/年とあるのですが、これは屋上は緑化施設があるということなので、屋上に設置するのではなくて平置きになるのでしょうか。この試算の根拠はどこにあるのでしょうか。

あと、最近の再エネの導入推進を考えますと、太陽光発電の容量をさらに増加させることが可能なかどうかを御説明頂きたいと思います。

6.1.7の最後のほうで、「低炭素（低燃費）性能を満たした車両を極力使用します」とあるのですが、「極力」という表現は曖昧なので、もし可能であれば数値化されたいということです。

以上、質問とコメントと相まってしまっているのですが、質問にお答えいただき、またコメントに対して何か御回答をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○坂本部長 ありがとうございます。

それでは事業者からの御回答をお願いします。

○事業者 まず、ゼロエミに対しまして発電についてお話を頂いたところでございます。まず、発電につきましては、今回、発電効率21.5%ということで、発電設備の向上を図っております。燃料がごみということで、そこから発電するということもございますので、発電能力としては施設としてかなり高目ということで考えております。ゼロエミとの関連でいきますと、ごみ発電のみならず、そもそも23区のほうでごみの削減等に努めていただいて、その中から私ども、資源の回収ですとか発電に努めていくところで貢献していきたいと考えているところです。

続いて太陽光発電については屋上に設置する予定ですが、詳細な配置等については今後詳細設計を、業者が決まって設定していく中でしていきたいと考えております。

その他、頂いた提起については改めて持ち帰って検討させていただきたいと思いますが、

よろしいでしょうか。

○渡邊委員 今お答えいただかなかった、特に温室効果ガスの排出削減量が12%程度というところは、ゼロエミ戦略にのっとったものではないと思いますので、そのあたりもう少し御尽力頂ければと思います。また別の機会に御回答頂きたく思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○坂本部長 それでは、池邊委員から手が挙がっておりますのでよろしくお願い致します。

○池邊委員 池邊でございます。「自然との触れ合い活動の場」の評価項目を担当しております。先ほど来、緩衝緑地等の御説明があったのですが、まずは工事中についてということなのですが、平成4年から平成11年まで、清掃工場としては当然なのかもしれないのですが、かなり長い期間を想定されています。今回の評価の中では、工事完了時に緩衝緑地を再び北区の基準などに従って整備するというので、全面放免という形で、工事中は全くなくなっても、工事後にやれば、きちんと整備するので影響なしというような形の処理をされているのですけれども、このあたり、工事中も含めて、この場所のところはもう既に調査書のほうでいろいろ調査されていると思いますが、いい雰囲気になっていますので、住民等が散策や休憩、あるいは犬の散歩等に日ごろ使われているようなのですが、それが8年、工事期間中全て使えないという形でいいのかどうか。現況の緩衝緑地は作業所に代替するというので難しいのかと思いますが、沿道に面した部分について一部途中から使えるような部分を使えないのかどうか。

それから、もう1つは、緩衝緑地というものが、元の清掃工場をつくったころは、本当に熱量や騒音、またちょっと無骨な工場のもを見えなくするという、そういった目的でつくられたと思うのですけれども、現在ではかなり工場の性能が上っていて、そんなにいわゆる緩衝緑地を設けなければいけないという、隠したりということが少なくなっていると言ったら変ですけれども、逆に、緩衝緑地というやり方ではなくて、まさに自然との触れ合いの活動の場を、この地域に愛される清掃工場を目指しているというのは目的のところにも書かれていましたが、そういうものを前提とするのであれば、もう少し自然との触れ合いというところを強化した形が考えられるのではないかと。また、そういうふうを考えますと、緩衝緑地は数日開放するという形でいろいろ書かれているのですが、どちらかというとな質的な問題とか、そこでどういうアクティビティが住民の方々に提供できるのかというあたりは余り考慮されていないような気がするのです、その辺りについても、きちんとした目的をもって整備していただきたいということです。

特に工事中の配慮については何かできないのかどうかというところについては、ぜひとも御検討を頂きたいと思っております。

○事業者 今、緩衝緑地について何点か御要望、御意見を頂いたところでございます。改めまして、緩衝緑地につきましては、工場が狭いということもありますので、建替中は作業員の現場事務所等を建てるためにそちらを使うということで、一旦緩衝緑地には現場事務所を建てた上で、また新工場竣工後は緩衝緑地として改めて整備する計画で、付近の区民の方には長い間御負担をかけることがあるかと思いますが、改めて親しまれる緩衝緑地ということで整備してまいりたいと思っております。

工事施行中の対応については、敷地が狭い中での工事ということもございまして、安全面も考慮して今後持ち帰って検討させていただきたいと思っております。

新しい緩衝緑地の仕様等についても、管理上事故が起きないという対応も必要だと思っておりますので、そういったのもきちんと今後検討してまいりたいと考えてございます。

○池邊委員 今の御回答ですと、緩衝緑地として改めて整備することなのですが、おっしゃるように長い期間工事があると、今から令和 11 年に再オープンということになりますから、これから 8 年後ということで大分ライフスタイルも変わってきたりもしていますし、緩衝緑地など緑地のつくり方についても変わってきていると思います。そのあたりについて、緩衝緑地というような、そこに低木とか中木何本という量的な基準を捉えればよいということではなくて、どのような生態系、ネットワーク、その一部が評価書にも書いてありましたけれども、生物多様性ですとか、周辺のネットワークを一時中断して、それをまた復活するという意味でも、もう少し豊富な形で内容を検討していただきたいと思っております。

○坂本部長 ありがとうございます。

手が挙げた順にお願いしたいと思います。私の認識では、宗方委員、保高委員、柳会長の順番でお願いできればと思いますが、まず宗方委員、お願いします。

○宗方委員 「景観」を担当しております宗方です。よろしく申し上げます。「景観」のことで 2 点ばかりコメントというか質問がありまして、評価書の 26 ページの完成予想図のイメージが分かりやすいのですが、これを拝見しますと東側に、ボリュームがどんと既存のものに加えて増えている一方で、その増えた部分の建物のファサードが、北面にしても東面にしても結構のっぺらぼう的になっております。なので、評価書の結論のほうにも色彩に配慮すると明記されておりますけれども、何もない、ほとんどテクスチャーのない状態のところ

にべた塗りということゆえに、どういう印象になるかということ的色彩決定の際にはよく御検討頂きたいというのが、これはコメント、お願いします。

それから、北側のところ、1階部分あるいは屋上緑化に面しているところが、横方向の何かデザイン、テクスチャーみたいなものがありますが、これはどういう意図で設計されたのか、まだこの図面では分かりませんが、色彩決定の際にはそういったところの色あるいはテクスチャーも踏まえた検討をお願いできればと思っております。

引き続き質問絡みのことなのですが、煙突の色彩の件です。煙突には何も色をつけないようなイメージになっております。先ほど区長あるいは関係の区民の御意見の中に、北清掃工場が北区の景観百選に選ばれているという指摘がありまして、それで思い出したのですが、北清掃工場は煙突がランドマークのデザイン、ユニークだなと思ったら、著名な建築家、早稲田大学の石山先生の設計になっているのですね。ですので、単なる煙突というだけではなくて、この図では表現は全く出ておりませんが、先端のところは今非常にユニークな形状をしております。煙突自体も単純な丸いパイプではなくて、幾系の矩形、それから多角形の形をしていて、ある意味、表現が適切かどうか分かりませんが、レトロなデザインになっていて、それゆえランドマークとして親しまれているのではないかと察しております。それが、今この図に出ているように、ある意味機能的なシンプルな、何も表情のないものに変ったときに、結構その変化というものに対するインパクトがあるような感があるので、単にデザインのためだけに何か加えろというのはなかなか難しいと思うのですけれども、既存の地域のランドマークとして親しまれているという煙突がどのように変わっていけばいいのかということも、最終的なデザインの設計、色彩も含めた設計の御配慮を頂ければと思っております。もし何かこの段階で、そういったプランがあるのであれば教えていただければと思います。

○事業者 今デザインについて御指摘、御要望をいただいたところですが、現在、見ていただいているデザインについては現段階でのイメージ図ということで、今後業者等が決まって詳細に設計していく中で、また変更していくものとなっております。

煙突のデザイン等についても、今後、北区の景観等にも配慮して、地域から親しまれるような形のデザインということで検討していきたいと考えております。

○坂本部長 ありがとうございます。

宗方先生、よろしいですか。

○宗方委員 はい、よろしく申し上げます。

○坂本部長 それでは保高委員、お願いします。

○保高委員 「土壌汚染」を担当しております。「土壌汚染」に関連して3点、コメントと質問、お願いを申し上げます。

1点目は、平成30年にできた土壌汚染調査ということで、287ページに調査のポイントがなされておりました。今回、実際に土地の改変がなされないような緑地で調査されたということだと理解しております。この結果で、土壌汚染がないということと、今後は掘っていく部分はしっかりやっていきますということを提示頂いております。

一方で、今回やったところではどちらかというリスクが低いところで調査したということで、そういった部分は今後しっかりと調査していきますという内容について、今回やった範囲というのは汚染のリスクが低い部分であって、今後詳細にやっていく部分はよりリスクが高い部分だということが分かるような表現をどこかに入れていただくのがいいのかなと思いました。現状ですと、調査の結果、問題ありませんでしたみたいな書き方になっているところがございます。

2つ目は、地歴調査を既にやっておられて、今御提示いただいているところの次の次のページぐらいですかね、過去の履歴等を上げていただいております。この地歴調査をやった段階で、おそらく土壌汚染のおそれという分類を事業者の方、もしくはコンサルさんがやられていると思うのです。このあたりは土壌汚染のリスクが高いよ、低いよということで分類がなされていると思いますので、その部分に関して、こういうふうに分類しましたというのが既に出ていましたら、その図もこの中に付けていただくのがいいのかなと思っております。つまり、今回調査したエリアが土壌汚染の中のリスクが高い部分でやったのか、低い部分でやったのかということを第三者に分かるようにしていただければいいのかなと思っております。

最後に、今日いろいろ話題になっておりました、過去に土壌汚染対策をして、その汚染土壌を封じ込めた槽というところがございます。この槽に関しましては、様々なところから御指摘があったかと思いますが、もう20数年前に封じ込めているということで、汚染土壌自体は入っていると。ただし今おそらくセメントなり何なりで不溶化ということで、溶け出しにくい状態で管理されている。ただしコンクリート等の劣化等が懸念されるというのが、周辺住民の方、もしくは自治体から御指摘があったというところがございます。それに対して現状では地下水に関して見ているので問題ないという回答であったという状況ですが、先ほどの平面図で、調査ポイントの図を出していただけますでしょうか。地下水のポイント、こ

の1、2、4、5あたりに埋まっているという状況だと思っているのですが、地下水のポイントが四角で示されていて、例えば①の四角とか、あと②が下のほうにありますね。という感じで、この1、2、4、5のあたりに汚染土壌が埋まっているという影響を確認するとき、四角の①だけでは十分確認ができない状況かと思います。ですので、長期的な影響みたいなものを見る、もしくは今回の工事の影響等で地下水が多分かなり上下すると思うのです。そういったところの影響を見るという意味では、今回の工事期間中に関しては埋まっているところの四方みたいな形、もしくは地下水流動方向の下流側もしくはその横側みたいなところでしっかりモニタリングしていくということが重要ではないかなと思っています。その点に関して周辺自治体の方も含めて、対策が適切になされていけば大丈夫なんでしょうけれども、20年前ということも含めて、地下水のモニタリングを強化していくことをお考えいただくのがどうかなと思っています。コメントですので次回までに回答頂くということで大丈夫です。

○事業者 現在回答できる範囲ということでお答えしますと、まず、汚染物質のおそれがあるかないかというところで、強弱の分類等については今現在の時点ではやっていないところですが、工事の際には、今回意見があったところもきちんと調査するということで確認していきたいと考えております。

あと、次回もあるということで、検討していただいた部分について、工事中、工事後の地下水の分析について改めて持ち帰らせていただきたいと考えております。

○保高委員 1点だけ付け加えると、工事中もしくは現状の影響を見るということでは、①のポイントでは不十分ということで、調査地点の設定みたいなことも含めて御検討頂ければいただければと思います。よろしくをお願いします。

○事業者 改めて検討させていただきたいと思います。

○坂本部長 それでは柳会長、お願いします。

○柳会長 どなたも発言しなければ発言しようかなと思っていたのですが、北清掃工場は工事期間が6年から7年ぐらいかかるということですよ。そうすると、その間の建替の期間中の可燃ごみの全量は区外の近隣の清掃工場に搬入して、そこで処理していただくという話になるわけですね。そうしますと、近隣ということになりますと足立区とか荒川区とか豊島区とか板橋区にある清掃工場に搬出せざるを得ないということになると思います。そうすると、新たにごみの収集車の交通ルートを検討しなければいけなくて、交通安全対策を新たに講じていただかないと、交通渋滞、違法駐車等が発生する可能性もありますので、そうなら

ないような交通対策をぜひ構築しておいていただきたい。6、7年という結構長い期間、新たなルートで北区のごみを近隣に搬出していくということになりますので、そのような対策をぜひ講じていただければと考えております。

○事業者 まず長期的なスパンで見ますと、私ども、21の清掃工場がございまして、常に老朽化した工場を2、3ずつ建て替えながらやっているところがございまして、その都度、そういった建て替え中の工場に入っていたごみについては、近隣の工場を見ながら処理しているということです。

あと、短期的なお話でいいますと、清掃工場についてはオーバーホールということで、長くて2か月、年間に停止することがございます。そういった中でも同じような形で、近隣の工場にごみを振り分けるということでやっております。そういった場合については、収集運搬のほうは23区がやっておりますので、23区と連携しながら、交通事故や交通渋滞が発生しないような形で連携してやっておりますので、北工場の建て替えの際にも同様な形で十分に配慮してまいりたいと思います。

○柳会長 はい、ではそのようによろしく申し上げます。

○坂本部長 それでは、宮越委員、お願いします。

○宮越委員 私からは「地盤」と「水循環」について共通する質問で2点、教えていただきたいことがあります。

SMW連壁について、地下水対策として評価書の中では記載されていますが、都民の方からの御意見とも関連するのですが、この掘削区画内でどのような地下水対策を行う予定であるのかということが書かれていないように思うのですが、もしお考えがあれば教えていただきたいと思います。

また、314ページに断面で、SMWの設置の図が描いてあって、316ページに、この下端の深度が大体50mぐらいにするということで記載されていますが、この50mの設定の根拠について、特に掘削や、揚水するのであれば揚水の深度との関係を含めて教えていただきたいと思います。

○事業者 まず、この地盤等につきましては、事前に地下水等を含めて調査しまして、その結果、対策としては、SMWの対策。あとSMWの深度についても50mというところで、実際に調査した結果、これで対応できるということで考えて設置するものです。

○宮越委員 今の御説明だと、なぜ50mであるのかというのが曖昧で、具体的ではなくて、よく分からないと思います。SMWの設置深度というのは、この区画内でどのようなことを行

うのか、どこまで地下水面を下げたいのか、そういったことも関係していると思います。ですから設置深度だけを示すのではなくて、中でどのような地下水対策を行うのかということセットで書いていただかないと、妥当性が評価できないと思いました。

先ほど2点質問して、SMWの設置深度と、SMWを設置した区画内でどのような地下水対策を行うのか。もともと被圧地下水の地下水位は高いということで報告されていますから、当然その地下水面は下げる措置が必要だと思うのですが、想定されていると思うのですが、それについてもセットで教えていただきたいと思いました。

○事業者 今御質問頂いた点については、大変申し訳ないのですが次回にきちんとした形で御回答していただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○宮越委員 はい、大丈夫です。次回お願いします。

すみません、部会長、もう1点、追加でよろしいでしょうか。見ていて気づいた点があるのですが。

○坂本部会長 どうぞ。

○宮越委員 土壤汚染についてなのですが、291ページ、「地盤」の前のページなのですが、ここの中ほど、291ページの中ほどの8.4.4.2の(1)の一番最後の段落になります。

「なお、本事業では封込め槽を改変する計画はない。今後、封込め槽付近の土地が改変の対象になった場合は」ということで説明されていて、最後に、「したがって、有害物質等が流出するおそれはない。」と書かれています。この文章について違和感があったのですが、なぜ関連法令に基づいて適切に対策を講じるとともに、東京都環境評価条例の進捗状況があって、その内容を明らかにすることが有害物質のおそれがないということにつながるのか、理解できませんでした。この文章がもし「なお、本事業では封込め槽を改変する計画はない。だから有害物質等が流出するおそれはない」というのだったら理解できるのですが、むしろこの今後以降は、本事業では封込め槽を改変する計画はない。だから有害物質等が流出するおそれはない。「なお」で、なお書き程度で今後封じ込め槽付近の土地がというふうに行くような文章ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○事業者 委員のおっしゃるとおりでございまして、私どもの趣旨としては、封込め槽を今回手をつけないというところで、有限物質が流出するおそれはなく、今後必要が生じた場合については、手続をとってまいりますという趣旨で書いたものだと思いますので、御指摘の点も踏まえて修正等をさせていただきたいと思います。

○宮越委員 お願いします。

○坂本部長 ありがとうございます。

そのほか、日下委員からは何かございますか。

○日下委員 幾つか、最も悪い気象条件で評価してくださいというのがあったのですが、見たところ、

逆転層があるときとか、評価しているので、評価自体はやっていると思いました。ただ、記述方法として、例えば濃度の分布を書くとか、より具体的に最も風が弱い条件でやったとか、そういう、より具体的な評価のときの設計条件などを書いたほうがいいのではないかと思います。

「大気汚染」で、最低、最も悪いときでやってくださいというのがあったと思うのですが、それについては、それで了解とします。

全体的に評価書案は割と、それ以外は適切に書かれていると思いました。

○坂本部長 事業者から御回答があれば。

○事業者 御指摘ありがとうございます。分かりづらい点について表現等も参考にさせていただいて、改めて分かりやすい形にしていきたいと思います。

○日下委員 場所を具体的に言ったほうがよかったですかね。

○坂本部長 もしあればお願いします。

○日下委員 156 ページです。156 ページの「短期平均値（1 時間値）予測結果」の部分が、おそらく最も条件が悪いときということに当たるのではないかと思いますのですが、もしそうであるならば、そのようなことを書いておけば、そうしたほうがいいと思いました。意見書のほうに最も厳しい条件でやったものをちゃんと記してほしいということが書いてあったので、それに対応するためには 156 ページのところに書くのがよいのではないかと思います。実際は無風ではないようなのですね。1.9m/s と書いてあるのですが、これがもし最も悪い条件だったらそう書いたほうがいいですし、そうではなくて本当に無風というのがあって、そのほうがもっと悪い条件であれば、そのことを書いたほうがいいと思います。

○事業者 御指摘ありがとうございます。改めてほかの部分も、今回頂いた御意見を参考にして見直しまして、分かりやすい表現に詰めてまいりたいと思います。

○坂本部長 寺島先生から手が挙がっているのですが、項目ということで坂本から先にコメントと質問をさせていただければと思います。

坂本は「騒音・振動」を担当している者ですが、246 ページ以降にコンター図が載っていて、これが多分一番分かりやすいかなと思うのですが、対象の案件の周囲、すぐ隣に住宅が

張り付いていて、その辺りのレベルを見ると、騒音についても振動についてもかなり高いレベルになっているので、丁寧な記述をしていただいたほうがいいかなと思いました。数値だけを見たり、基準に収まっているからいいというだけの記述を見ると、住民の方も不安になるのかなと思うので、というのが1つ意見です。

それから、249 ページとか250 ページのコンター図は同心円というか、楕円的な連続的な分布になっていて、まあ自然かなと思うのですが、246 ページとか247 ページの分布がかなりがたがたしているのですけれども、何でこういう複雑なというか、入り組んだというか、こういう分布になるのか不思議なのですが、この辺は分かりますか。通常、音源があつて、音源から点音源で放射していくと考えると、滑らかな分布になるのが通常かと思うのですけれども。

○事業者 まず1点目の表現等につきましては、今後参考にさせていただきたいと思っております。

コンターがいびつな形になるということについては、実際に建設機械等の配置を踏まえた形でこのような形になるということで考えてございます。

あと、騒音・振動対策については、御質問頂いてない点ではございますが、私どもの基本的な方針としては、現場に私ども職員が監督員ということで常駐しまして、常に工事の状況を見守りながら騒音・振動等についても対応していくところですので、よろしく願います。

○坂本部長 分布のことがまだちょっとよく分からないので質問させていただきたいのですが、音源が例えば鋭い指向性を持っていて、指向性を考えるとこうなりますとか、あと、遮蔽の部分をちゃんと考慮していて、開設の影響まで考えているのかどうかを御確認いただければと思います。今日でなくても結構なのですけれども、よろしく願います。

○事業者 今御指摘頂いた部分については改めて確認させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○坂本部長 それでは、寺島委員、願います。

○寺島委員 冒頭で紹介していただいた都民の意見というのがあったと思うのですが、そこに「史跡・文化財」の項目で鎌倉からの古道の一部があると。これをきちんと検証してほしいという御意見があったと思うのです。私、不勉強で、それがどういうものか分からないのですが、評価書案を見ますと、そのことについて全く触れていない。63 ページの「史跡・

文化財」の末尾に、「なお、埋蔵文化財については、事前に北区教育委員会に相談・照会を行う。」と書いてありますが、古道が埋蔵なのかどうか、あまりよく、不勉強で知らないのですが、もう少し具体的に評価書では触れていただけたら分かりやすいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○事業者 この古道につきましては、今回、都民の方から意見を頂きまして、私どもとしても把握していなかった部分がありまして、北区さんも含めて確認している最中ですが、現時点では確認できていないというところで、これもきちんと確認していきたいと考えています。

○寺島委員 教育委員会にきちんと確認していただければそれで結構でございますので、よろしくをお願いします。

○事業者 かしこまりました。

○坂本部長 そのほか御質問、御意見等ございませんでしょうか。

○柳会長 先ほど「温室効果ガス」について渡邊委員から御指摘がありました。工事中と工事の完了後の煙突から出てくる排ガスの中の二酸化炭素の量は、多分一部事務組合全体としてはもう各清掃工場からどれだけ年間に出るかというのは算定していると思うのです。ですから、北区の清掃工場についても、どのくらい出るのかということの評価書に書いていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。特に、北清掃工場では非エネルギー起源のCO₂で算定していると思いますので、その点を表記していただければと思います。

○事業者 今御質問のありました温室効果ガスにつきましては、今回、北清掃工場の評価書案については、ごみを燃やしたとき、ごみに含まれる炭素分が二酸化炭素になった場合ということで評価しておりますので、当然、煙突から出るものについても、そもそもごみに含まれている炭素分ということになりますので、そういったことで評価しているところでございます。今回もいろいろ表記について御指摘頂いたところがございますので、表記については今後できるだけ全体的に分かりやすいような形で検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

○柳会長 はい、よろしくお願いいいたします。

○坂本部長 渡邊委員から何か追加でコメントはありますか。

○渡邊委員 いえ、特にございません。

○坂本部長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。項目に関しては一通り質疑が出ておりますが。

それでは、ほかに御発言がないようですので、本日の審議についてはこれで終わりにしたいと思います。事業者の皆様、ありがとうございました。事業者の方は席にお戻りください。

○坂本部会長 本日予定していました審議は全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、これで本日の第二部会を終了します。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 41 分閉会)